

気象警報発令時等の措置について

暴風警報・大雨警報・洪水警報・大雪警報のいずれかが、たつの市に発令されている場合は、次のように対処する。

- (1) 午前6時現在発令中の場合は自宅待機する。
- (2) 午前9時までに警報が解除された場合は、3校時より授業を行うので、警報が解除されしだい登校すること。午前9時現在でも発令中の場合は臨時休校とする。
- (3) 午前6時から午前9時までの間に気象警報が発令された場合、自宅にいる生徒は自宅待機、登校途中の生徒は自宅や学校または最寄りの安全な場所で待機する。
- (4) 登校後に気象警報が発令された場合、以後の対応については関係職員が協議して決定する。
- (5) たつの市以外に居住する生徒で、居住区域または通常の登校経路に上記の警報が発令されている場合は自宅待機とし、警報が解除されしだい登校する。出席できなかった授業は、公欠とする。
- (6) 警報が発令されていない場合でも、何らかの事由により、**JR 姫新線**が午前9時時点で運休の場合は、休校とする。

考査期間中の警報発令については、次のように対処する。

- (7) 午前6時現在、たつの市、姫路市、宍粟市、太子町、佐用町のいずれかに上記の警報が発令中の場合は休校とする。その日実施予定の考査については、考査日程を延長し最終日に行う。
上記以外の地域に発令中の場合は、考査を実施し、該当地域の生徒は公欠とする。
- (8) **JR 姫新線**が午前7時現在で運休の場合は、休校とする。